## M&A 基本報酬額表

ステップ	報酬項目	譲渡時の株式譲渡対価	金額・率	備考
ご相談	-			
簡易評価	-			公認会計士などの専門家チームを編成した詳細評価をご希
				望の場合は別途お見積りいたします。
着手金	資料作成料		300,000 円	「企業概要書」などの必要資料作成、その他初期作業の実費
				としていただきます。
リテーナーフィー	月間顧問報酬		300,000 円	弊社とご契約後、最終契約までの月額報酬としてご請求申し
				上げます。その他、交通費等実費。
基本合意	基本合意報酬		1,500,000	成功報酬に充当されます。
			円	
		~5 億円以下の部分	5%	例)譲渡時の時価純資産額(≒譲渡額)が8億円となった場合
		~10 億円以下の部分	4%	の成功報酬額
最終契約	成功報酬	~50 億円以下の部分	3%	①:5 億円×5%=2500 万円
		~100 億円以下の部分	2%	② :(8 億円-5 億円) ×4%=1200 万円
		100 億円 超の部分	1%	① +②の合計=3700万円

- ■ご相談は無料で、簡易評価は原則無料で対応とさせて頂いております。
- ■実際に M&A のご検討に着手する意思を固められ、弊社とご契約いただいた際には、資料作成料として 30 万円を頂きます。
- ■相手方企業と M&A の基本合意契約を締結された際には、150 万円を「基本合意報酬」として頂きます。(最終契約に至った際には成功報酬に充当されます)
- ■上記、成功報酬を上限として、簿価総資産規模及び業種などを勘案して個別に決定します。
- ■譲渡金額の大小と無関係に設定される成功報酬の最低保証額は500万円ですが、そのうち「基本合意報酬」として支払われた額が充当されます。
- ■最低保証報酬額を超える場合についても、率もレイマン方式の半分に抑えており、かつ、時価純資産額(≒譲渡額)を基準に算定しているため、 主要な M&A 支援会社が採用している「移動総資産基準」で算定する方法よりも低額になります。
  - ※譲渡によって生じる印紙税、登録免許税、不動産取得関連費用などは、別途実費が必要となります
  - ※上記各報酬には別途消費税が必要です
  - ※譲渡時の時価純資産額(≒譲渡額)は、役員退職慰労金、引継実施期間における顧問報酬額などを加算して計算します
  - ※特殊スキームを採用する場合などは、別途費用が発生する場合があります
  - ※詳細な企業評価や不動産鑑定をご希望の場合、遠方への出張を要する場合などは、別途実費が必要となります。